

高齢者元気度アンケートを実施します

65歳以上の方に調査票を
12月上旬に郵送します

23年度まで実施していた「生活機能評価」に変わり、昨年度から皆さんがいつまでも元気で住み慣れた地域で暮らせるための介護予防事業の一環として「高齢者元気度アンケート」を実施しています。期日までに回答いただいた方には、健康状態と要介護にならないための提案(アドバイス票)と介護予防プログラムなどのご案内を送付します。
【対象】市内在住で65歳以上の方(要介護・要支援認定の方を除く)
【実施方法】アンケートが届いたら、日頃の健康状態について記入してください。質問は「はい」「または」「いいえ」でお答えいただく形式になっています。
【提出方法】同封の返信用封筒に調査票を入れて、12月18日(水)までに、ポストに投入してください(切手不要)
【費用】無料
詳しくは介護福祉課地域ケア係 ☎470・7777 (内線2501・2502・2557) へ。

第23回 いきいき高齢者作品展の 作品を募集します

【注意】展示位置は主催者が指定します。電源は使用できません
申し込みは12月14日(土)までに(消印有効、往復はがきに「高齢者作品展参加」と明記し、作品の内容と大きさを縦・横・高さをメートルで記入・住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、〒203-0033、滝山5ノ14ノ8、有賀康明宛て郵送を。詳しくは同会事務局・有賀 ☎472・5804 へ。

第23回いきいき高齢者作品展規格

種目	内容
手工芸	各種フラワー・藤工芸・木目込み人形(いずれも50cm×50cm以内)、和紙ちぎり絵(10号以内)、和紙工芸、手縫いネクタイ、革工芸、手編み、紙粘土、押し花絵(10号以内)、七宝焼き、パッチワーク、和裁、洋裁など
陶芸	40cm×40cm以内
彫刻	縦40cm×横40cm×高さ70cm以内
美術	油絵・水彩・デッサン・版画(いずれも10号まで)、日本画、水墨画
写真	パネル(額付き全紙以内)
書道・ペン習字	半切・茶掛け(裏打ち以上)、掛け軸(条幅以内)、額(50cm×90cm以内で釈文をつける)、すべて風鎮なし
短歌・俳句・俳画	色紙または短冊
その他	絵手紙、てん刻、カリグラフィーなど



高齢者の皆さん、日頃のさまざまな趣味活動で創作した作品を展示してみませんか。主催は生きがい健康の会の方
【対象】60歳以上で市内在住の方
【展示期間】26年1月23日(木)～26日(日)午後1時～午後4時
※搬入が1月22日(水)搬出が26日(日)、時間はいずれも午後1時～3時
【会場】生涯学習センター集会所 1・2・4
【募集作品規格など】下表の通り(一人1点限り)
※応募者多数の場合は抽選

認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を学びませんか

認知症サポーターとは、認知症について正しい理解を持ち、地域で生活している認知症の方やその家族の方を温かく見守り、自分にできる範囲で支援する方をいいます(資格取得の講座ではありません)。認知症サポーター養成講座は全国的に展開されています。
今回は在宅介護支援センターの主催です。
【日時】12月10日(火)午後2時～4時(1時半から受け付け)
【会場】介護老人保健施設「ケア東久留米」5階会議室(幸町3ノ11ノ10)
【講義内容】認知症の正しい理解や接し方について「サポーターとしてできること」など
※受講修了者には、認知症サポーターの目印となる「オレンジリング」を差し上げます。
【対象】市内在住・在勤の方で認知症サポーター養成講座を受講したことのない方
【定員】30人
【費用】無料
申し込みは12月3日(火)までに電話で在宅介護支援センター ☎479・0800 へ。詳しくは介護福祉課地域ケア係 ☎470・7777 (内線2501・2502・2557) へ。

戦傷病者等の妻の皆さんへ

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が支給されます。者などの妻
【対象】次の通り。
①平成15年4月2日～23年4月1日に新たに戦傷病者などの妻になった方
②平成15年4月1日～18年9月30日に一般のけがや病気で死亡(平病死)した戦傷病者などの妻
申し込み請求は、福祉総務課(市役所1階)で受け付けます。
詳しくは同課福祉政策係 ☎470・7741 へ。

償却資産(固定資産税)

申告は26年1月31日(金)までに

固定資産税の課税対象となるものに、土地や家屋のほか、償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことです。これらの償却資産を市内に所有する方は、26年1月1日現在の資産の所有状況を、1月31日(金)までに申告していただくことになっています。申用紙は12月中旬までにお手元に届くよう発送します。償却資産を所有する方で用紙が届かない場合は、課税課家屋資産係 ☎470・7777 (内線2342・2344) へご連絡ください。詳しくは同係へ。
【eLTAX】による償却資産の申告も可能です。eLTAX(地方税における手続きをインターネット経



国民年金
老齢基礎年金の繰り上げ受給について
老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取れますが、60歳～64歳の間でも、請求を行えば繰り上げて年金を受け取れます。請求する場合は、次の点にご留意ください。
①老齢基礎年金の額は、生涯にわたって減額されず②繰り上げ受給の手続きをした後は、障害の程度が重くなった場合の障害基礎年金や寡婦年金を受け取ることはできません③国民年金の任意加入者は、繰り上げ受給はできません
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または市保険年金課 ☎470・7732 へ。

26年度小・中学校給食用物資

納入業者の指名参加登録を受け付けます

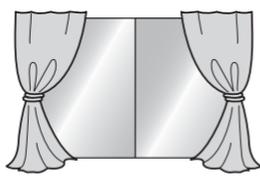
市立学校給食用物資納入業者選定委員会は、26年度の業者指名参加登録を次の日程で受け付けます。
【様式配布日】12月2日(月)
【受付期間】12月5日(木)～11日(水)
【受付時間】配布、受け付けのいずれも午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)
【受付場所】学務課(市役所6階)
【注意】各小学校との直接契約はありません。指名参加登録を行わない場合、契約して納入することができません
詳しくは同課保健給食係 ☎470・7779 へ。



由で行うことができるシステムと呼称)をご利用いただくのと、自宅やオフィスからの申告も可能です。利用に際しては条件がありますので、詳しくはeLTAXヘルプデスク ☎0570・081459 (T P 電話やPHSなどは ☎045・759・3931) へ。
受付時間は月曜～金曜日の午前8時半～午後9時(土曜・日曜日、祝日と年末年始は休業)です。

冬の節電にご協力をお願いします

夏に冷房をしているとき室内に熱が入ってくるのも、冬に暖房の熱が逃げて行くのも、その大半は「窓」からです。冬は暖房の需要が高まりますが、「厚手で長いカーテンを付ける」「窓に断熱フィルムを貼る」など、断熱性能をアップさせる工夫をすることが、寒さ対策として効果的です。皆さんが少しずつ節電の努力をすることが、安定した電力供給につながります。さらに、一人ひとりの節電がCO₂削減に、ひいては地球温暖化防止に貢献します。電気を大切に使いましょう。
【家庭向け】省エネアドバイザー制度
都認定のアドバイザーがご家庭を訪問し、すぐにできる省エネ・節電のこつを、無料でアドバイスします。
自治会の集会やイベントなどの講師としても活用いただけます。
詳しくは公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 普及・連携チーム ☎03・5388・3422 へ。
【事業所向け省エネ診断】中小規模の事業所に、専門家が直接お伺いし、「経営に優しいコスト削減」と「環境にやさしいCO₂削減」の両立を無料で支援します。詳しくは同センター省エネ推進チーム ☎03・5388・3439 へ。



製造事業所の皆さんへ 工業統計調査にご協力をお願いします

この調査は、国が統計法に基づき毎年実施する重要な統計調査で、25年12月31日を基準日として日本全国で実施します。
この調査では、製造業を営む事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額や原材料使用額などを調査し、その結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
調査の実施に当たっては、26年1月8日頃から、調査員が調査票記入のお願いに伺います。
提出された調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護され、統計を作成・分析する目的以外に使用することはありません。皆さんの協力をお願いします。
詳しくは企画経営室総務課統計調査担当 ☎470・7714 へ。